

広報とやま 令和5年(2023年)6月5日号掲載

くらしの情報あれこれ

高齢者施設などの入居権を譲ってという電話は詐欺です！



【相談例】

高齢者施設運営会社を名乗る人から「市内に介護施設ができ、市内在住のあなたに入居権がある」と電話があった。断ると「他市に住む人に権利を譲ってあげてほしい」と言われたので承諾した。後日、弁護士を名乗る人から電話があり「入居するつもりがないのに申し込んだので犯罪だ。違反金600万円支払わないと逮捕され拘置所に入ることになる」と言われた。お金を用意したがだまされているのではないか。

【アドバイス】

- 実在する企業名などを名乗り「高齢者施設の入居権を譲ってあげてほしい」という不審な電話がかかってきたという相談が、寄せられています。このような電話は詐欺です。相手にせずすぐに電話を切ってください。
- 話を聞いてしまうと、さまざまな口実で金銭を要求されます。一度支払ってしまうと取り戻すことは困難です。不安に感じても、話をうのみにせず、絶対にお金を払わないでください。
- 少しでも疑問や不安を感じたら、消費生活センターに相談してください。

相談受付時間 (月)～(金) 10:00～17:30 (電話相談は9:00～17:30)

※(祝)、年末年始およびCiC休館日は除く。

お問い合わせ 消費生活センター 電話:443-2047